

外国免許を日本免許に切り替える手続きをされるかた

1 切替条件

- ☐ 埼玉県内に住んでいること
- ☐ 有効な外国の免許証を所持していること
- ☐ 外国の免許証を取得してから、その国に通算して3か月以上滞在していたこと

2 切替手続き手順

書類審査

- ・外国免許切替手続きには、書類審査が必要です。[①書類審査オンライン予約](#)
※予約制 [②書類審査について](#)
- ・事前にオンライン予約の上、必要書類等を持参願います。 [③必要証明書類\(国別\)一覧](#)

申請受付

- ・書類審査が終了していない方の申請受付はできません
- ・知識確認（免許追加の場合は技能確認）の必要な方は書類審査終了時に予約します。
[④申請受付・知識確認](#)

適性試験 知識確認

- ・適性（視力等）試験（免除国等の方は合格したら即日免許交付）
- ・知識確認 **※予約制（免除国等以外の方）** [⑤知識確認等免除国等](#)

※適性（視力等）試験に合格しない場合、免許証交付（知識・実技確認）はできません。

技能確認 免許交付

- ・技能確認 **※予約制** 知識確認を合格した後に、技能確認の予約が出来るようになります。
- ・運転免許証交付